

令和2年5月15日
高齢者支援課

第8期 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて

(1) 策定の主旨

高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定している。

(2) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画…高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画

介護保険事業計画…介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画

区は、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定している。

(3) 計画期間

令和3年度から令和5年度まで

(4) 在宅療養推進協議会在宅療養専門部会での検討

資料5「第8期 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備 検討資料（案）」の主にP5～6「課題と取組」について、在宅療養推進協議会在宅療養専門部会委員が日常業務の中で感じている課題や、求める施策の方向性、必要な事業についてご意見をいただきたい。

※資料5は、意見聴取のために参考とする資料であり、記載されている内容がそのまま、計画化、事業化されるものではない。